

大日本図書 教育ソリューション事業局行動規範

令和5年4月10日制定
令和5年5月1日より実施

大日本図書は、社会から信頼される企業であり続けるため、あらゆる活動において教科書関係法令、通達、および教科書協会が定めた「教科書発行者行動規範」を遵守し、大日本図書行動指針及び行動規範に基づき企業倫理を確立することを宣言し、教科書発行者としての活動が公正かつ透明であることを常に意識して行動する。

活動の基本

- 教科書採択は教科書の内容の優劣によって行われるものであることを銘記し、活動目的を「教科書の内容・品質を向上させるための情報収集、教育支援のための情報提供」と定義する。このことが、より質の高い自社の商品・サービスの提供へとつながるものであるという信念のもとに活動を行う。
 - ・ 活動においては、採択関係者の身分と立場を尊重し、健全で適正な関係を保つ。
 - ・ 採択関係者に影響を及ぼし得る公職関係者又はこれらの職にあった者などを教科書採択の勧誘を目的とした活動に従事させない。
 - ・ 採択関係者に対して、直接であると間接であるとを問わず、金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供もしくは供与することを申し出て、自社の教科書を採択するよう勧誘しない。
 - ・ 如何なる場合であっても、他社又は他社の教科書（教科書に限らず、教材、教具、書籍、辞典等、他社が製作したあらゆる商品を含む。）を誹謗中傷しない。

申請図書および教科書見本本の取り扱い

- 申請図書の取り扱いについては、教科書協会の定めた「申請図書（白表紙本）管理・取り扱い基準」並びに「教科書発行者行動規範」を遵守する。
 - ・ 申請図書に関する情報は厳重に管理し、申請図書の社外への持ち出しを禁止する。
 - ・ 編集等関係者に対しては、申請図書を他者に開示しないよう周知し、管理の徹底を図る。
 - ・ 見本本については管理を徹底し、「教科書発行者行動規範」に定められた範囲以外に献本・貸与しない。

編集協力・意見聴取の在り方

- 教科書の内容・品質を向上させるために行う学校現場への意見聴取については、採択の公正性・透明性を損なわないよう、適切な形態・時期で行う。(編集等関与者以外の先生方には対価の支払いを行わない。)

研修会・講演会等への協力の在り方

- 採択関係者が含まれる研修会・講演会等への講師紹介については、あくまでも紹介にとどめて、講師に係る謝金等の費用負担や労務の提供はしない。

違反事例への対応

- 教科書関係法令、通達、教科書協会の定めるルール等並びに当社の行動指針および行動規範に関する相談窓口を設置する。窓口担当者は、役員・社員から相談事案があれば、ただちにコンプライアンス委員会に報告し、事実関係の調査等を要請する。
- コンプライアンス委員会においては、相談事案を精査し、教科書関係法令、通達、教科書協会の定めるルール等並びに当社の行動指針および行動規範に違反する行為と認められた場合には、原因究明を行い、当事者や関係者の教育指導など各種是正措置を検討する。
- 当該違反行為に関与した役員・社員は役員規程、就業規則等に定める懲戒処分の対象となる。

行動規範の周知・徹底

- この行動規範遵守を徹底するため、教科書発行者行動規範研修会に加えて、少なくとも年1回以上局内でコンプライアンス研修を行う。